

三条市の共催及び後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三条市（以下「市」という。）が市以外のものが実施する事業について共催又は後援（以下併せて「共催等」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいい、事業を全く分担しない名目上の共催は原則として行わないものとする。
- (2) 後援 市として経費の負担はせず、直接運営に関わらない事業であるが、市が趣旨に賛同する事業に対して、三条市の名義の使用を承認するものをいう。

(承認の基準)

第3条 市が共催等を承認する事業の主催者（以下「主催者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益的団体、公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 福祉、教育、文化、スポーツ、産業等に関する団体
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関
- (5) その他、前各号の趣旨を踏まえて市長が適当であると認めるもの

2 事業内容は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 市民の福祉、教育、文化、スポーツ、産業等の向上及び振興に寄与するもので、公益性のある事業であること
- (2) 営利を目的としないもの。ただし、当該事業実施による間接的な営利は含まない。
- (3) 宗教上の組織若しくは団体が行う行事又は政治のための活動でないもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が関与していないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与していないこと
- (6) 事業規模又は対象が原則として特定地域又は特定人に限定されることがなく、市内全域にわたるものであること
- (7) 市の方針及び施策に反しないものであること

(承認の手続)

第4条 主催者が行う共催等の申請は、事業（共催・後援）申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、事業の実施前14日までに提出させるものとする。

- (1) 事業目的、計画内容を明らかにする書類（収支見込書含む）
- (2) 主催者及び役員その他事業関係者の名簿
- (3) その他、市長が必要と認めるときは、共催等に関する資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、当該申請者に対して事業共催・後援承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業の中止・変更の手続）

第5条 主催者は、共催等の承認を受けた事業を中止し、又は変更しようとするときは、事業共催・後援中止・変更承認願（様式第3号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の承認願を適当と認めたときは、事業共催・後援中止・変更承認書（様式第4号）により主催者に通知するものとする。

（事業報告）

第6条 共催した事業については、主催者は事業共催・後援実績報告書（様式第5号）による報告書を提出しなければならない。また、後援した事業については、行政の運営上必要があると認めるときは、主催者に対し、事業共催・後援実績報告書（様式第5号）による報告書を提出させることができる。

（承認の取消し）

第7条 市は、主催者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めたときは、共催等の承認を取り消すものとし、事業共催・後援取消し通知書（様式第6号）により主催者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により共催等の承認を受けたとき
- (2) 第3条に該当しなくなったとき
- (3) この要領及び市の指示に違反したとき
- (4) 違法な行為又は著しく公益を害する等市長が不相当と認める行為があるとき

（事務処理）

第8条 承認に関する事務の主務課等は、共催又は後援事業に係る事務を分掌している課等とし、当該事業の内容が2以上の分掌事務にわたるときは、当該事業に最も関わりのある事務を分掌している課等とする。また、いずれの課等にも属さない場合は行政課とする。

2 起案は、主務課等において行い、三条市事務決裁規程のとおり決裁を受けるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号

事業 共催・後援 申請書

年 月 日

三条市長 様

住所又は所在地

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

記

事業名	
趣 旨	
日 時	自 年 月 日 () 午前・午後 時 分 至 年 月 日 () 午前・午後 時 分
会 場	
参加対象者及び 参加予定人数	人
その他の共催・ 後援申請先	
添 付 資 料	(1) 事業目的、計画内容を明らかにする書類 (収支見込書含む) (2) 主催者及び役員その他事業関係者の名簿 (3) その他 ()

様

三条市長

事業 共催・後援 承認・不承認 通知書

年 月 日付け申請のあった下記事業の 共催・後援 について、承認・不承認 することにしましたので通知します。

なお、この事業が「三条市共催及び後援承認基準」に抵触した場合には、承認を取り消します。

記

事業名	
日時	自 年 月 日 () 午前・午後 時 分 至 年 月 日 () 午前・午後 時 分
会場	

(注) 事業計画に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

様式第3号

事業 共催 ・ 後援 中止 ・ 変更 承認願

年 月 日

三条市長 様

住所又は所在地

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

年 月 日付けで承認のありました下記事業について、次のように
中止 ・ 変更 したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事由

3 変更内容

様式第4号

第 号の2
年 月 日

様

三条市長

事業 共催・後援 の 中止・変更 承認について（通知）

年 月 日付で 中止・変更 承認申請のありました下記事業について承認いたします。

なお、変更した事業が「三条市共催及び後援承認基準」に抵触した場合及び取消要件に該当した場合は承認を取り消します。

記

1 事業名

2 日 時 年 月 日（ ） 時 ～ 時

3 会 場

4 その他

様式第5号

事業 共催・後援 実績報告書

年 月 日

三条市長 様

住所又は所在地

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

年 月 日に実施しました三条市 共催・後援 に係る事業の実績を
次のとおり報告いたします。

記

事業名	
事業の成果	

事業費の収支状況

収入	内 訳			
	総 額			
	円	円	円	円
支出	内 訳			
	総 額			
	円	円	円	円

第 号
年 月 日

様

三条市長

事業 共催・後援 取消し通知書

年 月 日付け承認した事業の 共催・後援 について、次の
とおり承認を取り消します。

記

事業名	
取消しの理由	